

「里親制度」を知っていますか？

あたたかい家庭で愛情をたっぷりと受けながら、子どもたちは大きく成長していきます。しかしさまざまな事情から、親とともに暮らすことができずにいる子どもたちもいます。そんな子どもたちを、家族の一員として迎え入れ、愛情を持って養育してくれる方を「里親」と呼びます。



里親にはいろんな形があります

数日間養育する形から、戸籍上の親子として一生寄り添う形まで、里親にはさまざまな種類があります。

① 養育里親

何らかの事情で保護者と一緒に暮らすことのできない子どもを、養育する里親（5年ごとに更新が必要）。養育期間は、数日間から数年間までさまざまです。

② 専門里親

障害のある子、非行傾向にある子、虐待を受けた子どもなど、特別な支援を必要とする子どもを養育する里親。（2年ごとに更新が必要）

③ 親族里親

実親が養育できない場合に、祖父母などの親族が子どもを養育する里親。

④ 養子縁組里親

養子縁組によって子どもの養親になることを希望する里親。（5年ごとに更新が必要）

里親をよく知るためのQ&A

Q1 里子の対象となるのはどのような子どもですか？

A 保護者の死亡、行方不明、または虐待など、さまざまな事情から家族と暮らせなくなった子どもが対象となります。年齢は18歳未満（必要な場合は20歳まで）です。

Q2 配偶者がいなくても里親になれますか？

A 里親の要件を満たしていて、家族全員の了解が得られればなれます。

Q3 預かる子どもはどのようにして決まるのですか？

A それぞれの子どもに合わせて、児童相談所が委託する里親を決定します。

Q4 養育費などのサポートはありますか？

- A** ● 子どもが委託されると、子どもの生活費や教育費など、養育に必要な費用が支給されます。また、養育里親・専門里親には里親手当が支払われます。
- 養育スキルを高めるための研修や、里親同志が悩みを語り合う場（里親会、サロン等）があります。
- 一時的に休息が必要な場合等に、子どもを施設やほかの里親に預けることができます。
- 必要に応じて保育所を利用することができます。保育料の負担はありません。

里親の声

たくさんのサポートがあるからこそ
自信を持って子育てに向き合えました



里親歴15年

Iさんご夫婦

知人の里親家庭を長年見てきたこともあり、夫婦二人の希望で児童相談所に出向き、里親登録をしまし

た。小学4年生の女の子を受け入れることになった当時、私たちの地域では『里親』という言葉自体、ほとんど知られていませんでした。認知度を広げることが大切だと感じ、すぐに子どもを連れて近所に紹介して回り、地域行事にも積極的に参加させました。

いざ我が家での生活が始まると、しばらくは不機嫌な態度も見られましたが、ひと月が経過した頃、突然私（里父さん）の前に来て、「ずっとここにおるわ」と言ってくれたのです。彼女なりに、“家族”だと認めてくれた意思表示だったのでしょうか。それから11年間、子育てで悩んだ時にはその都度、児童相談所に相談し、同じ悩みを持つ里親会の仲間とも情報交換をしてきました。そのおかげで、「私たちには強力なサポーターがたくさんいる」と、自信を持って育てることができました。

本人が「やりたい」ということには積極的にチャレンジさせ、里親手当等、養育費のサポートもあり、本人の希望を尊重できました。進学を機に現在は県外で生活していますが、「いつでも帰れる」心の拠りどころがあることで、安心して夢に向かって進んでくれていると信じています。子育てに関われることはとても幸せです。私たち自身も大きく成長させてもらったことに感謝しています。

